

令和5年度

基山町立図書館の会計年度任用職員を募集します

申 総務課 給与係 ☎92-7915 問 まちづくり課 図書館係 ☎92-0289

基山町立図書館では、令和5年度採用の会計年度任用職員（図書館司書）を募集します。任期は、任用開始日から令和6年3月31日までです。

希望される方は、写真を貼った基山町会計年度任用職員任用申込書又は、市販の履歴書に必要事項を記載し、司書資格を所有していることが分かる書類の写しを添付の上、総務課給与係へ提出してください。

▽申込資格

年齢・性別・居住要件については不問ですが、次のいずれかに該当する人は応募できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

▽採用方法

申込み後は、書類選考又は面接を行い、採用を決定します。地方公務員法の規定に基づき、条件付採用期間の1か月を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

▽申込み受付期間

採用者が決定するまで随時受付します。

▽各種保険

勤務時間により健康保険、厚生年金保険、雇用保険などが適用されます。（詳しくはお問い合わせください。）

募集職種	募集人員	応募要件	業務内容	勤務日数・時間	月給	勤務先
図書館司書	若干名	・司書資格所有者 ・普通自動車運転免許所有者で簡単なパソコン操作ができる方	【図書館業務】 図書館業務全般・館内維持管理 【カウンター業務】 貸出、返却、利用登録、予約、配架、整理 【管内奉仕】 資料整備、相互貸借、参考業務	午前8時30分～午後6時15分 (うち休憩1時間・早番遅番の7時間30分勤務) 週5日勤務 ※土・日曜、祝日の勤務あり	158,810円～ 174,490円/月	基山町立図書館

基山町民生委員児童委員協力員の紹介

令和5年3月1日付で、基山町民生委員児童委員協力員に委嘱されました。任期は、民生委員児童委員と同じ令和7年11月30日までです。

民生委員児童委員協力員は民生委員児童委員1人につき1人配置できることとし、町長が委嘱します。民生委員児童委員協力員には見守り活動や地域福祉活動等を民生委員児童委員と協力しながら行っていただきます。



16区 佐藤 芳朗

問 福祉課 社会福祉係 ☎92-7964

令和5年4月から手当額が変更になります

■児童扶養手当の手当月額について

問 健康増進課 子育て包括支援係 ☎85-9095

児童扶養手当額は、毎年の消費者物価指数の変動に応じて手当額を改定する物価スライド措置がとられています。

2022年全国消費者物価指数の実績値（対前年比+2.5%）が公表されました。これにより、令和5年度の児童扶養手当額が2.5%引き上げとなります。

区分	令和5年3月まで（月額）		令和5年4月から（月額）	
	全部支給	一部支給	全部支給	一部支給
児童1人のとき	43,070円	43,060～10,160円	44,140円	44,130～10,410円
児童2人のとき	10,170円加算	10,160～5,090円加算	10,420円加算	10,410～5,210円加算
児童3人目以降	6,100円加算	6,090～3,050円加算	6,250円加算	6,240～3,130円加算

■特別児童扶養手当及び特別障害者手当等の手当額について

問 福祉課 障がい福祉係 ☎92-7964

2022年全国消費者物価指数が公表されました。これにより、令和5年度の特別児童扶養手当及び特別障害者手当等の額が2.5%引き上げとなります。

	令和4年度（月額）	令和5年度（月額）
特別児童扶養手当 ^{※1} 1級	52,400円	53,700円
特別児童扶養手当2級	34,900円	35,760円
障害児福祉手当 ^{※2}	14,850円	15,220円
特別障害者手当 ^{※3}	27,300円	27,980円

※1 特別児童扶養手当：精神又は身体に中程度以上の障害のある、在宅の20歳未満の児童を監護・養育する保護者等に対して支給されます。

※2 障害児福祉手当：20歳未満であって、重度の障害のため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の障害児本人に支給されます。

※3 特別障害者手当：20歳以上であって、著しく重度の障害のために、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の障害者本人に支給されます。

いずれの手当も申請していただき、認定された方に支給されます。詳細については、基山町ホームページにてご確認ください。障がい福祉係までお問い合わせください。

有料広告

相続事務・遺言の御相談及びサポートの受付窓口

私たち州都相続センターは、各種専門家と協力し、皆様をサポートいたします。



株式会社州都相続センター

フリーダイヤル 0120-388-822

〒841-0036 佐賀県鳥栖市秋葉町三丁目18番地6 HスクエアBLD

相続センター業務内容

- 相続の手続きに関するご相談
- 相続人調査・相続関係説明図の作成
- 預貯金や株式、不動産などの相続手続き
- 生前の遺言作成サポート
- 相続税対策のご相談、サポート
- ライフプラン・エンディングノート作成及びサポート など

【営業時間】平日 8:30～17:30 秘密厳守

※事前にご面談日のご予約日程を調整させていただきます。

※遠方やお身体の不自由な方のため出張相談も承ります。

国民年金保険料 学生納付特例制度について

問 佐賀年金事務所 ☎0952-31-4191、福祉課 保険年金係 ☎92-7934

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入し納付をしなければなりません。しかし、学生本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校（修業年限が1年以上の課程）等に在学する学生で、本人の前年所得が次の計算式による額以下であることが条件になります。

＜所得の目安＞ $128 \text{万円} (\text{令和}2 \text{年度分以前は}118 \text{万円}) + \{ \text{扶養親族等の数} \times 38 \text{万円} \}$

令和4年度に当制度により保険料の納付が猶予されている方で、令和5年度も引き続き在学予定の方は、学生納付特例申請書（はがき）が送付されます。このはがきに必要事項を記入し返送することで、令和5年度の申請ができます。4月にはがきが送付されなかった場合は、おたずねください。

▽必要書類 学生証又は在学証明書、マイナンバーと身元が確認できる書類

14日以内に手続きをしましょう！ 国民健康保険・国民年金の手続きは忘れずに！

問 福祉課 保険年金係 ☎92-7934



就職又は退職をした場合は、国民健康保険と国民年金の手続きが必要になる場合があります。

▽就職したとき

国民健康保険以外の健康保険を取得された場合は、国民健康保険を喪失する手続きが必要です。国民健康保険を喪失する手続きが遅れると、国民健康保険税が課税されたままになり、社会保険料と両方を納めている状態になります。

また、国民健康保険以外の健康保険を取得された後に、国民健康保険の被保険者証を使って受診された場合、医療費を国民健康保険へ返金していただくことがありますので、ご注意ください。

▽退職したとき

職場の健康保険をやめた場合は、国民健康保険・国民年金へ加入する手続きが必要です。職場の健康保険を任意継続する場合や、家族の職場の健康保険等の被扶養者になる場合でも、国民年金への加入の手続きは必要な場合があります。

国民健康保険税・国民年金保険料は、加入する手続きをした日からではなく、職場の健康保険をやめた日までさかのぼって納めていただきますので、ご注意ください。

※手続きに必要なものについては、福祉課保険年金係へおたずねください。

子育て交流広場 「びよびよ広場」・「こっこ広場」の新年度会員を募集しています

問 きやま子育て交流広場（基山っ子みらい館内） ☎92-6630

親子のふれあいやお友達作りを目的とした、未就園児の親子の遊びの会「びよびよ広場」「こっこ広場」では新年度会員を募集しています。ここでは、手遊びやリズム遊び、絵本の読み聞かせ、季節感のある製作を行っています。登録料や参加料は無料です。(町内在住者対象)

◎びよびよ広場（1～2歳児）

第1・3水曜日 午前10時～11時 *初回は4月19日(水)

◎こっこ広場（2～4歳児）

第2・4水曜日 午前10時～11時 *初回は4月26日(水)

随時入会可能です。また、見学もできますのでお気軽にお問い合わせください。



新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの方へ 国民健康保険・後期高齢者医療保険傷病手当金を支給します

問 福祉課 保険年金係 ☎92-7934 佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎0952-64-8476

国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者の方で被用者（給与の支払いを受けている方）が、新型コロナウイルス感染症に感染したとき、又は発熱等の症状があり感染が疑われるときに、療養のために労務に服することができない場合に、傷病手当金を支給します。

▽対象者

次の条件をすべて満たす方が対象です。

- ・国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者の方で被用者（給与の支払いを受けている方）
- ・新型コロナウイルス感染症に感染した方、又は発熱等の症状があり感染が疑われる方で、療養のために労務に服することができない方
- ・給与の支払いを受けられないか、一部減額されて支払われている方

▽支給対象期間

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日（4日目）から労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日

▽支給額

（直近の継続した3か月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数） × 2/3 × 支給対象日数

※給与等の全部又は一部を受け取ることができる場合は、支給額を調整又は不支給となる場合があります。

▽適用期間

※期間が延長になりました。

令和2年1月1日から令和5年5月7日まで（入院等が継続する場合は、最長1年6か月まで）

▽申請方法

申請書、事業主からの証明書、医療機関からの証明書（受診しなかった場合は不要）等

※事前に電話でお問い合わせください。

令和5年度に76歳になられる方へ

76歳歯科健診（歯あわせ健診）を受けましょう

問 佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎0952-64-8476 福祉課 保険年金係 ☎92-7934

佐賀県後期高齢者医療広域連合では、令和5年度に76歳になる方を対象にした歯科健診（歯あわせ健診）を実施します。対象者には4月に受診券を送付します。

▽対象者

昭和22年4月1日から昭和23年3月31日までに生まれた人

※令和5年3月末までに県外から転入された方のうち、令和4年度中に76歳になった方も対象です。

※市町が実施する歯科健診を受診された方や介護施設等に入所されている方は受診できません。

▽健診内容

歯・粘膜・顎関節の状況、かみ合わせや義歯の状態確認、飲み込みテスト、頬のふくらまし検査など

▽実施期間

令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）

▽費用

無料（健診受診後に行われる治療については有料）

▽実施場所

佐賀県内の歯科医院（一部受診できない機関があります。）

▽受診方法

事前に歯科医院に電話予約が必要です。

有料広告



マツダペイントはあなたの財産を塗装で守ります!

お家をお持ちの方・マンション・アパートを貸し出しているオーナー様

汚れを目立たせない為だけではなく、建物の劣化を防ぐため、塗装で保護をしましょう!

お任せ下さい!

塗装工事 外壁塗装 屋根塗装

無料 建物の現況確認 お見積もり出張費

まずはお気軽にご相談を!

MP (株)マツダペイント
〒839-0801 久留米市宮ノ陣2丁目2-10
0120-27-1116
0942-30-5891

営業時間: 10時~19時
定休日: 日曜日

マツダペイント
「リフォーム評価ナビ」で詳細をご覧ください▶

